
◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第45号 平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災
査定第1号 雲見漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約の変更についての件を議題といたしま
す。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第45号は、平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災 査定
第1号 雲見漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約の変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

ないですか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。。。

質疑はありますか。

○2番（渡辺文彦君） ちょっと説明がよく・・・、このあいだ工事の視察ということで、ここ
を、現場を見に行ったときにいろいろ説明を受けたわけなんですけれども、1回工事したも
のがまたさらに台風で壊れてしまったというような状況なんですけれども、これは本体工事
そのものに対しての影響というのは、この減額にはないということ・・・、工事そのものに対
しての・・・。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 当初からの災害復旧事業でございまして、査定を受けまし
て、50トンから80トンに変えますよと、50トンでは軽すぎるから80トンブロックにしてい
いですよという災害復旧事業の査定を受けたわけでございます。当然80トンは元々なかったわ
けでございますので、製作をしなければならない。これが104個、これは当然変わっていな
かったわけでございます。製作をしたり、石部の防波堤にいらなくなったものを持ってい
き、移設しますよという費用は、全て諸々は入っていました。本体工事については変わりご
ざいませぬ。ただ、先ほど申し上げましたとおり、文化庁の名勝地の西南海岸の変更協議に
おける指示事項で黒色顔料はプラスになりました。それ以外は、設置、移動のための費用

が・・・、目に見えない移動のお金を清算した結果、減額になりますということでございます。

ちなみに、黒色顔料の方はプラス200万円でしたが、最終的には、直接工事費で157万4000円ということで、約300・・・、そのほかの転置費用等がマイナス360万円という清算をしたわけでございます。直接工事費でマイナス157万4000円で、先ほど申しましたとおり、請負工事費と諸経費等を入れると253万1000円、工事請負費の契約額の減ということになるわけでございます。

ですから、本体工事に関しては、黒色顔料以外は何ら変わってございません。

○2番（渡辺文彦君） このブロック横持ちという・・・、N104個というのから73個に変更になっているんですけれども、これは80トンブロックを意味しているということではないわけですね。これは。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） ブロック横持ちというのは、製作ヤード内の50メートル以内の移動、クレーンをもって50メートル以内に移動させるという転置の費用でございます。

当初は、こちらの方は、エプロンまで動かす、すぐそばまで動かして、それから、引き入れましようというイメージだったわけでございますけれども、実際1列目約31個分が直接起重機船で積み込むことができたもので、わざわざヤード内の移動をする必要もなくなったから、減じますよといっているだけでございます。

申し訳ございませんが、横持ちとか転置とか、説明してもなかなか難しいと思うので、ブロック製作したものを移動する・・・、工事に係る費用というのは細分化されているわけでございます。その中の一つというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（長嶋精一君） この変更というのは、私は工事進行しているうちに変更になるということはよく理解はできるんですよね。ただ、ちょっとわからないのは、この変更額というのは、誰が提案してきたのか。当局がこういうふうにご精査していったらなるんじゃないのかと聞いたのか、それとも、請負業者の古川組がやっていったらこうなったというふうだったのかということと、黒い色の顔料、そういったものを投入しなければ文化庁の・・・、文化庁の指示があったというふうにおっしゃいましたけれども、これは非常にお粗末ではないのかなと思うんですよ。というのは、当然あそこは文化庁の見解が当然出てくると、それと、前にもそういう工事をやったということから勘案すると、業者の方も

あるいはわが方もこういうふうなことをやってもらわなければ困りますよということが何で言えなかったのかというふうに・・・、全く工事については私自身もわからないですけども、単純にそういうふうを考えます。もっとチェック機能というか、そういったものが発揮できたのではないかということに言いたいわけでありませう。以上です。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 1点目の工事費の精算ということですよ、精算のやり方について。当然のことながら、災害復旧事業として提案するとき、さらには工事として入札として発注するとき、当然静岡県的设计標準、设计単価というものに基づいて、我われの事務方が设计額を積算して、さらには、この変更につきましても変更した内容に基づいて歩掛に従って積算変更をした結果でございます。我われの方で全部積算をしております。

もちろん当然のことながら、古川組の方では変わった数量についての提供は当然あつてしるべきことでございますので、それはもちろん数量変更等の資料はいただいているわけです。その資料に基づいて積算変更をしているわけでございます。

それから、文化庁の関係で、なんで黒色顔料をはじめから入れていなかったのかということでございますけれども、最初から黒色顔料については、申し訳ありません。入れてあつたということで、担当の方からあつたわけでございます。

基本的には、今回50トン・・・、去年、その前の年の50トンが壊れたときに、50トンそのまま積み直した場合には、文化庁の協議等は報告程度で済んだわけですよ。今回は50トンから80トンにブロックが大きくなったわけでございますので、当然そのことについては、文化庁協議は必要だつたもので、やつたわけでございます。

それで、黒色協議の方に関しましては、もう当然のことながら、入れた形でやつたわけでございます。ただ、問題は投入費用の関係が若干必要になつたものについて今回積算を見直して、増額をしたということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号 平成26年度漁港施設災害復旧事業 平成26年災 査定第1号 雲見
漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(午前 9時43分)
